

# 冬期間の水道管凍結にご注意ください

## ◎冬期間の水道管凍結にご注意ください

寒さが厳しくなる2月までの期間は、水道管の凍結事故が起きやすくなります。特に気温がマイナス4℃以下になる日や、水道を長時間使用しないときは必ず水抜きを行ってください。水道管が凍った場合や破裂した場合の修理費用は自己負担となり、思わぬ出費となります。

## ◎もしも水道管が凍ってしまったら・・・

水道管の凍結修理（解消・修繕など）を依頼される場合は、以下の指定給水装置工事事業者へ直接ご相談ください。

※指定給水装置工事事業者とは、水道法により給水装置工事を行うことができる事業者として指定を受けた事業者となります

指定給水装置工事事業者（登録順）

業者名	連絡先
渡島設備工業 株式会社	7-2950
有限会社 松浦配管	7-2229
株式会社 巨栄	7-5162

※町内の指定給水装置工事事業者のみ掲載しています



※お問い合わせ先 役場建設水道課 水道係 (Tel: 7-5294)

# ゴミの適正な分別・処理にご協力ください

先日、事業系ゴミと思われるロープが大量に燃やせるゴミとしてゴミステーションに廃棄されている事案がありました。

各種事業活動（会社やお店のほか、自営業や漁業なども含む）から出るゴミは「事業系ゴミ」となります。事業者は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」と町条例により、すべての事業系ゴミを「自らの責任で適正に処理すること」が義務付けられています。

事業系ゴミを処理する際は、自ら処理施設に持ち込むか、産業廃棄物は道の許可を受けた収集運搬業者、事業系一般廃棄物は町の許可を受けた収集運搬業者に処理を依頼してください。



※お問い合わせ先 役場民生課 生活環境係 (Tel: 7-5290)

## 【11月のゴミ回収量（一般ゴミ）】

全体 77.62 t  
(昨年度同月回収量81.08 t 約4.26%減)

内訳	焼却処分	59.25 t	リサイクル	14.41 t
	埋立処分	3.96 t		



混ぜればゴミ！分ければ資源！地球温暖化による環境への負担などを減らすため、ゴミの分別・減量にご協力をお願いします。

## 鹿部町内不法投棄等監視パトロール実施中！！

～不法投棄は絶対にしないようにしましょう～

不法投棄をすると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、又はこれを併科に処せられます。